

法改正の概要及び内容等（現行の新宿区個人情報保護条例の規定・運用との比較）

【凡例】

「法」個人情報の保護に関する法律（令和5年4月1日施行）

「法施行条例」（仮称）新宿区個人情報の保護に関する法律施行条例

項目	現行の新宿区個人情報保護条例の規定・運用	法改正後
1 法の適用の範囲	新宿区の実施機関（区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び議会）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政機関 ・ 地方公共団体の機関（議会を除く） ・ 独立行政法人等 ・ 地方独立行政法人 ※新宿区議会については、議会事務局において、現在対応を検討中。
2 個人情報の定義	<p>個人に関する情報（死者に関する情報も適用対象）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）</p> <p>※死者に関する情報については、生前同様に管理し、個人として権利の保護をしている。一方で、死者本人の委任や死者本人の同意による開示請求等ができないことから、遺族等が死者に関する情報を必要とした場合には、条例に基づく外部提供として対応しており、この手続き等については、要綱に定めている。</p>	<p>生存する個人に関する情報（死者に関する情報は適用対象外）であって、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）」又は「個人識別符号（例：運転免許証番号、旅券番号など）が含まれるもの」</p> <p>※法において個人情報の定義を「生存する個人に関する情報」としており、死者に関する情報を法施行条例で「個人情報」に加えることはできない。</p> <p>※法に抵触しない限度で、個人情報保護制度とは別の制度として、遺族等へ死者に関する情報を提供する制度を設けることは認められるため、個人情報保護制度とは切り離れた別の制度として、現行要綱の内容を踏襲する。</p> <p>※死者に関する情報が、同時に遺族等の生存する個人に関連する場合（例：死者を被相続人とする相続財産に関する情報の中に、死者の氏名に加え、生存する相続人の氏名が含まれている場合 など）に限り、遺族等の個人に関する情報として、開示請求等の対象となる。</p>

項目	現行の新宿区個人情報保護条例の規定・運用	法改正後
3 行政機関等匿名加工情報制度の導入	規定なし	行政機関の長等が、行政機関等匿名加工情報を作成及び提供することができる規定 ※都道府県及び政令指定都市以外の地方公共団体の提案募集の開始については、 <u>当分の間、任意</u>
4 開示・訂正・利用停止請求	<ul style="list-style-type: none"> ・開示請求に係る手数料は無料 ・開示・訂正・利用停止請求の決定までの期限は、請求があった日の翌日から14日以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体への開示請求に係る手数料は条例で定める（国は行政文書1件につき300円）。 ※<u>現行と同様に、手数料は無料とする。</u> ・開示・訂正・利用停止請求の決定までの期限は、請求があった日から30日以内 ※決定までの期限については、各自治体で法の範囲内で定めことが認められるため、<u>現行と同様に、請求があった日から15日以内とする規定を法施行条例に設ける。</u>
5 個人情報の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>個人情報業務登録簿及び個人情報ファイル簿の作成・閲覧規定</u> ・保管庫の設置、コンピューターに関するセキュリティ対策、委託時の特記事項などの安全管理措置の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報ファイル簿の作成・公表規定 ※<u>個人情報業務登録簿の作成・閲覧規定を条例で定めることは認められるため、現行の規定内容を法施行条例に規定する。</u> ・個人情報保護委員会が示す指針に基づく安全管理措置の徹底 ※指針内容は、現行の区個人条例保護条例等の規定内容を網羅している。さらに、主に以下の内容が追加される。 ①区に保有個人情報の適切な管理のための委員会を設置 ②区に監査責任者を設置 ③漏えい等の事故発生時に国の個人情報保護委員会への報告義務 ※詳細は、資料17-7のとおり

項目	現行の新宿区個人情報保護条例の規定・運用	法改正後
6 個人情報保護委員会による監督・監視	規定なし	<p>・ 公的部門における個人情報の取扱いについて、個人情報保護委員会が一元的に監督・監視（実地調査、指導・助言、勧告、委員会への報告義務）</p> <p>・ <u>個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、速やかに専門性を有する個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができる。</u></p>
7 審議会等への諮問	<p>・ 目的外利用、電算処理、外部結合等について諮問 ※システムに係る案件は、情報セキュリティアドバイザーによる意見・助言をもとに、審議会へ諮問している。</p> <p>・ その他、「個人情報保護制度の実施に関する重要事項」、「情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項」について、審議会からの求め、または区からの任意の情報提供により諮問（新宿区情報公開・個人情報保護審議会条例）</p> <p>※具体例 ・ 情報公開条例又は個人情報保護条例の重要な改正 ・ 安全管理措置の重要な変更 ・ 制度運用状況</p>	<p>・ 個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審議会への諮問を要件とする条例を定めてはならず、地方公共団体の機関において、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という令和3年改正法の趣旨に反する。</p> <p>・ <u>地方公共団体が調査等を受けることを事実上の要件としたり、審議会の意見を尊重することを義務として定めるような規定を設けることはできない。</u></p> <p>・ <u>個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。</u> 「専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」とは、個人情報保護制度やその在り方についてサイバーセキュリティに関する知見等の専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合をいう。</p>